

「知的財産推進計画 2016」の各施策の取組状況（抜粋）

2016年10月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築・・・P 1
2. (略)

第2. ～第4. (略)

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画2016」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画2016」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成29年度要求額または平成28年度補正予算額、

[] 内金額は、平成28年度予算額又は平成27年度補正予算額

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築（P6～13）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- **IOT、ビッグデータ、人工知能（AI）**など新たな技術の発達などによるイノベーション促進に向けて、知財の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムの構築が必要。また、人工知能による自律的な創作物（AI創作物）等が生まれていることを踏まえ、**新しい時代に対応した知財システムの在り方について検討を進めることが必要**。併せて、深刻化する国境を越えたインターネット上の悪質な知財侵害行為に対する対応強化が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① **デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築**
 - ② **新たな情報財**の創出に対応した知財システムの構築
 - ③ デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

【関係府省の主な取り組み】

《デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築》（P 1 1）

- ① **柔軟性のある権利制限規定**について、ニーズの明確性や正当化根拠の精査及び権利制限の柔軟性を高めることの効果と影響の分析をした上で、権利制限による対応の是非や規定の柔軟性の度合いも含め、具体的な制度設計について、次期通常国会における著作権法改正法案の提出を視野に文化審議会著作権分科会において検討。（文部科学省）【1】
- ② 著作権者不明等の場合の**裁定制度**について、一定の公的機関を対象に、補償金の事前供託ではなく、権利者判明時の支払いが可能となるよう、次期通常国会における著作権法改正法案の提出を視野に検討。（文部科学省）【3】
- ③ 「**拡大集中許諾制度**に関する調査研究」を実施し、同制度の課題や我が国における既存の法体系等との関係について検討を行い、平成28年度末までに報告書を取りまとめ予定。（文部科学省）【4】
- ④ 著作物の適法利用を促進し、我が国文化の発展及び経済価値の増大に資するため、**権利情報を集約したプラットフォーム**の構築に向けた実証事業実施のため平成 29 年度予算要求中。（1.9 億円 [新規]）（文部科学省）【4】
- ⑤ 地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業費補助金（J-L O P）による支援対象コンテンツについて、権利許諾が円滑に行われるための**権利情報データベース**への登録や活用を通じた効果的なコンテンツ海外展開体制を構築する等の環境整備を実施。（8.2 億円の内数、60.0 億円の内数（H28 補正）[6.5 億円の内数]）（経済産業省）【4】

《新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築》（P 1 2）

- ⑥ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の枠組みにおいて「**新たな情報財検討委員会**」を設置し、データ・人工知能（A I）等新たな情報財の保護・利活用の在り方について、著作権・産業財産権・その他の**知的財産全てを視野に入れて検討**。
（内閣府）【9】
- ⑦ 年度末までに、A I 技術により人を介さずに創作が行われる時期を予測しつつ、**A I を利用した発明**を現行特許法で保護する可能性等を整理。また、産業財産権を有する物品の**3 D データ**について、主に間接侵害の観点から整理。（経済産業省）【9】
- ⑧ 新たに立ち上げた「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」において、**データベース**の知的財産保護の在り方と、それに対応する制度について検討。（経済産業省）【9】
- ⑨ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に「データ流通環境整備検討会」を立ち上げ、その下に設置する「A I、I o T 時代におけるデータ活用WG」において、個人情報を含めたデータの流通や利活用を促進する観点から、例えば、**本人自らの意志でデータを管理・流通させる仕組み「P D S (Personal Data Store)」**や、いわゆる「**情報銀行**」などの考え方について検討し、本年度中に一定の方向性を取りまとめ。
（内閣官房）【10】

《デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策》（P 1 3）（以下、略）

以上